

# 公益社団法人日本トライアスロン連合（JTU）

## 加盟団体規程

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本トライアスロン連合（以下「JTU」という。）の加盟団体に関する事項を定める。

#### （加盟団体）

第2条 加盟団体とは、JTU 定款第5条第1項に規定する正会員を代表者とする団体であって、次の各号に掲げるものをいう。

- （1）JTU 細則第2条第1項第1号による都道府県におけるトライアスロン関連競技を統括する団体
- （2）JTU 細則第2条第1項第2号による理事会の承認を受けた団体である日本学生トライアスロン連合

#### （準加盟団体）

第3条 準加盟団体とは、JTU 定款第5条第1項に規定する正会員以外でトライアスロンに有益な事業を推進する団体であって、理事会が承認したものをいう。

#### （加盟団体及び準加盟団体の使命）

第4条 加盟団体は、スポーツ競技団体としての公正性、公平性、透明性を確保し、社会的存在としての責務を自覚した組織運営及び業務執行を行うため、以下の取り組みを自主的・自律的に行わなければならない

- （1）「スポーツ宣言日本」（平成23年7月15日採択）に提起するスポーツの使命の達成に努めること。
- （2）トライアスロン、パラトライアスロン、デュアスロン、アクアスロン及びそれらの関連マルチスポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健全育成及び安全の確保に配慮し、スポーツの健全な普及・発展を図ること。
- （3）トライアスロン関連競技を統括する団体としての組織運営の透明性を確保し、ガバナンス及びコンプライアンスの強化・充実に努めること。

## 第2章 組織

(加盟団体の組織)

第5条 加盟団体は、各都道府県におけるトライアスロン関連競技を統轄する団体として、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下「法人法」という。)に準じた組織を有し組織運営体制の強化を図るよう努めるものとする。

(加盟団体の名称)

第6条 加盟団体は、JTU 細則第2条第3項により名称にその加盟団体の都道府県名を付すものとする。

## 第3章 権利

(社員総会の議決権)

第7条 各加盟団体(正会員)は1名を法人法の社員として選出し、JTU 定款第12条により社員総会における1個の議決権を有する。

(理事候補者の推薦)

第8条 加盟団体は JTU 細則第3条の地域トライアスロン競技団体(以下「ブロック協議会」という。)での合意により、JTU に対して理事候補者を推薦することができる。

(専門委員の推薦)

第9条 加盟団体は、理事会に対して JTU 専門員会の組織及び運営に関する規程による委員を推薦することができる

(選手の推薦)

第10条 加盟団体は、日本選手権及び JTU の指定する大会へ、別途規程・基準により選手を推薦することができる。

(資格者の推薦)

第11条 加盟団体は、次の各号に掲げる資格者を(事前に決められた基準をもとに)大会及び事業に推薦することができる。

(1) 技術代表、審判長及びテクニカルオフィシャル等の大会(国内外)への派遣

- (2) 指導者資格者の大会・諸事業（国内外）への派遣
- (3) その他資格保有者の大会・諸事業（国内外）への派遣

（各事業イベントへの派遣推薦）

第12条 加盟団体は、次の各号に掲げる事業に（事前に決められた基準をもとに）スタッフの派遣を推薦することができる。

- (1) オリンピック・パラリンピック
- (2) ITU・ASTC 主催・公認大会及び関連大会
- (3) JTU 主催共催大会及び関連大会
- (4) その他、ITU・ASTC・JTU 主催関連事業及び会議等

（表彰者の推薦）

第13条 加盟団体は、「JTU 役員等に対する感謝状等の贈呈に関する基準」第3条により表彰の候補者を推薦することができる。

（資格認定の実施）

第14条 加盟団体は、次の各号に掲げる資格認定を（事前に決められた基準をもとに）実施することができる。

- (1) 公認審判資格
- (2) 国際テクニカルオフィシャル資格コースの受講推薦
- (3) 指導者資格
- (4) その他関連資格に係る認定

（認定記録会の実施）

第15条 加盟団体は、認定記録会を（事前に決められた基準をもとに）実施することができる。

（加盟団体支援交付金）

第16条 加盟団体は、JTU 支援交付金規程により支援交付金を申請することができる。

## 第4章 義務

（遵守すべき事項）

第17条 加盟団体は、関係法令及び加盟団体に適用する JTU の諸規程等を遵守

するとともに、本規程第3条に定める使命を果たすよう努めなければならない。

2. 加盟団体は、暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等そのた  
のJTU倫理コンプライアンス規程に掲げる不適切な行為の根絶に努めなければならない。

(報告及び届出義務)

第18条 加盟団体は、JTU細則第17条(提出書類)各項の規定により毎年事業年度開始後、別に定める期日までに次の書類を添えてJTUへ届け出なければならない。ただし、加盟団体の公式ウェブサイトに掲載した書類は、この掲載箇所を明示することにより提出を免除する。

- (1) 当該事業年度の「役員名簿」(役員の氏名、住所、及び役職名を記載したもの)
- (2) 当該事業年度の「事業計画書」及び「予算書」
- (3) 前事業年度の「事業報告書」及び「会計報告書」
- (4) 都道府県スポーツ協会への加盟証明書類
- (5) JTUが必要と判断した資料

2. 加盟団体は、次の事項に変更があったときは、その都度速やかにJTUへ報告しなければならない。

- (1) 定款、寄付行為、諸規程の変更
- (2) 事務所所在地の変更
- (3) 役員の変更

3. 加盟団体は、各団体の事業、運営又は活動に関するJTUからの問い合わせに対して適切に対応しなければならない。

(分担金)

第19条 加盟団体は、定款第7条(経費の負担)のJTUの事業活動に関し経常的に生じる費用に充てるため、会費としてJTU細則第11条(正会員)第2項の規定により、当該事業年度中の12月末日までに納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由により期日までに支払うことができない場合には、当該事業年度末の3月末日までに支払う。

2. 既に支払いのされた会費は、いかなる事由があっても返還しない。

## 第5章 加盟及び退会

### (加盟)

第20条 JTUに加盟を希望する団体は、定款第6条（会員の資格の取得）の規定により、その代表者名による次の書類をJTU会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 加盟申請書（正会員申込書）
- (2) 定款及び各種規程類
- (3) 役員名簿（代表者、役員及び事務局長の氏名、住所、役職名、連絡先を記載したもの）
- (4) 前事業年度に係る事業報告書及び会計報告書並びに当該事業年度に係る事業計画書及び予算書
- (5) JTUが必要と判断した資料

2. 加盟の承認は、理事会の決議による。

3. 理事会は、加盟の承認に条件若しくは期限を付し、又はこれらを変更することができる。

4. 加盟を認められた団体は、直ちに、前条に定める分担金を納入しなければならない。

### (退会)

第21条 加盟団体は、定款第8条の規定により、正会員として退会する場合には、その理由を記載した退会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、この場合であっても既に支払いのされた会費は返還しない。また、退会前に支払い義務が生じた納付金等は、直ちに全額納付をしなければならない。

## 第6章 監督

### (指導・助言)

第22条 JTUは、定款第2章に定める事業の目的を達成するために必要があると認めるときは、加盟団体に対し、事業の運営について必要な指導及び助言をすることができる。

### (処分)

第23条 加盟団体が第2条の団体として組織を有しないこととなったとき、第

3 条による組織運営が適正を欠いたとき、又は第 12 条から第 14 条に定める義務に著しく違反した場合には、理事会の決議により次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 除名

2. 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び社員総会の決議を経て別に定める。

ただし、加盟団体の除名は、正会員として定款第 9 条（除名）に則りおこなう。

（不服申立）

第 24 条 加盟団体が JTU の決した処分に不服があるときには、公益財団法人スポーツ仲裁機構の定める規定に基づく仲裁によりこれを最終的に解決する。なお、加盟団体は、JTU による処分の通知を受取った日から 30 日以内にこの仲裁を申し立てることができる。

## 第 7 章 規程の変更

（規程の変更）

第 25 条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附則

この規程は、2020 年（令和 2 年）5 月 15 日から施行する。